国民年金には障害基礎年金と遺族基礎年金があります

障害基礎年金　【病気や事故で障害が残ったときに】

国民年金加入中（または加入していた方で日本国内に住んでおり60歳～65歳未満のとき、もしくは20歳前）に初診日（初めて医師の診療を受けた日）のある傷病で、原則として初診日から1年6か月たったときに申請できます。

●初診日から1年6か月後が20歳前のときは、20歳になったときに申請できます。

●初診日から1年6か月後に障害が軽く、その後に障害が重くなった場合は、65歳になるまで申請できます。(1級は2級の1.25倍)

1級　1,020,000円※1　1,017,125円※2

2級　816,000円※1　813,700円※2

生計を共にする18歳未満の子がいるときは、次の額が加算されます。

○2人目まで1人につき234,800円

○3人目以降1人につき78,300円

障害基礎年金・遺族基礎年金の加算額や遺族基礎年金の支給に該当する「18歳未満の子」には、18歳になったあと最初の3月31日までの間にある子および20歳未満の障害の子を含みます。支給額は令和6年度の額です。

次の両方の条件を満たすことが必要です

①障害の等級が該当していること

国民年金法による1級、2級の障害の状態であること。

②一定の保険料を納めていること

初診日の前日において、初診日の前々月までの保険料納付期間や免除期間などが、加入すべき期間の3分の2以上あること。

または、令和8年3月末日までは、初診日において65歳未満で、かつ初診日の前日において、初診日の前々月までの直近の1年の間に未納がないこと。

※初診日が20歳前のときは納付の条件はありませんが、本人の所得制限があります。

厚生年金加入中に初診日がある場合は障害厚生年金が支給されます

年金額は給与・賞与の平均と加入月数および障害等級により計算され、1級または2級の場合には障害基礎年金もあわせて支給されます。なお、障害厚生年金は3級の場合でも支給されます。

遺族基礎年金　【一家の支え手を失ったときに】

国民年金加入中や老齢基礎年金を受けられる期間のある方（納付済期間等が25年以上ある方に限る）が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた18歳未満の子のある配偶者、または子に支給されます。支給されるのは、子が18歳になったあとの最初の3月分までです。

●配偶者が受けるとき(子1人分の加算額含む)

1,050,800円※1

1,048,500円※2

●子が受けるとき

816,000円

生計を共にする18歳未満の子がいるときは、次の額が加算されます。

○2人目まで1人につき234,800円

○3人目以降1人につき78,300円

障害基礎年金・遺族基礎年金の加算額や遺族基礎年金の支給に該当する「18歳未満の子」には、18歳になったあと最初の3月31日までの間にある子および20歳未満の障害の子を含みます。支給額は令和6年度の額です。

次のすべての条件を満たすことが必要です

①請求できる遺族（18歳未満の子のある配偶者、または子）であること。

②亡くなったときの請求者の年収が850万円未満であること。

③亡くなった方が一定の保険料を納めていること。

※死亡日の前日において、死亡月の前々月までの保険料納付期間や免除期間などが、加入すべき期間の3分の2以上であること。

※ただし、令和8年3月末日までは死亡した方が65歳未満で、かつ死亡日の前日において、死亡月の前々月までの直近の1年間に未納がなければ受けられます。

18歳未満の子がいない場合でも遺族厚生年金が支給されます

厚生年金加入中の方や、厚生年金の受給者または受けられる期間を満たした方（納付済期間等が25年以上ある方に限る）などが亡くなったときには、遺族厚生年金が支給されます。

なお、請求できる遺族の範囲や受給できる期間は遺族基礎年金と異なります。

※1…67歳以下の方（S31.4.2以後生まれ）　※2…68歳以上の方（S31.4.1以前生まれ）

問合せ先

帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目）
☎0155-21-1511
役場住民課戸籍年金係☎574-2213

障害基礎年金と老齢厚生年金などの併給

障害基礎年金を受けながら、厚生年金保険料を納めた場合は65歳以降、障害基礎年金と老齢厚生年金を同時に受けられます。また障害基礎年金を受けている妻（65歳以降）の、厚生年金に加入している夫が亡くなったときは、障害基礎年金と遺族厚生年金が同時に受けられます。

年金相談のご予約は…

☎0570-05-4890まで

受付時間　月～金曜日（平日）8：30～17：15

年金相談の予約を年金事務所で実施しています。

年金請求の手続きや受給している年金についての相談を希望される方は、予約相談をご利用ください。

●お客様の都合に合わせてスムーズに相談できます。

●相談内容にあたったスタッフが事前準備のうえ丁寧に対応します。

帯広年金事務所

相談実施時間　月曜日（週初の初日）9：00～18：00

火～金曜日9：00～16：00

第2土曜日10：00～15：00

年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。

ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象となる方

すべての要件を満たしている必要があります。

■老齢基礎年金を受給している方

- 65歳以上である。
- 世帯員全員の市町村民税が非課税となっている。
- 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が889,300円以下である。

■障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

- 前年の所得額が4,721,000円＋扶養親族人数×380,000円以下である。

請求手続き

①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

- お受け取りの対象となる方には、日本年金機構から、請求可能な旨のお知らせを送付しています。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。
- 令和7年1月6日までに請求手続が完了しますと、令和6年10月分からさかのぼって受け取ることができる場合があります。

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または役場住民課戸籍年金係で請求手続きをしてください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることもありません。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

『ねんきんダイヤル』
0570-05-1165
（ナビダイヤル）

年金給付金　検索